

令和8年度 施策の概要

地域活動や日常生活に関連する施策を抽出して掲載しています

【 目 次 】

・市からのお知らせ

総務部 . . . P 1 ~ P 5

- 総務課 … 「自主防災組織の設立・活動支援」など
- 秘書広報課 … 「新見市LINE公式アカウント」
- 政策推進課 … 「地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金」など
- 情報政策課 … 「告知放送機器の修理」など

市民生活部 . . . P 6 ~ P 10

- 市民課 … 「国保・後期高齢者人間ドック」など
- 交通対策課 … 「交通事故相談」
- 生活環境課 … 「リチウムイオン電池の拠点回収」など
- 税務課 … 「家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出」など

健康福祉部 . . . P 11 ~ P 16

- 福祉課 … 「避難行動要支援者の台帳登録」など
- 高齢者支援課 … 「高齢者見守り事業」など
- 健康医療課 … 「総合健診の受診」など
- 子育て支援課 … 「ファミリー・サポート・センター」など

産業部 . . . P 17 ~ P 22

- 農業畜産振興課 … 「日本型直接支払交付金事業」など
- 林業振興課 … 「立木の伐採」など
- 農業委員会事務局 … 「農地の移動」
- 産業振興課 … 「就職支援事業」など
- 移住定住推進課 … 「空き家活用推進事業補助金」など

建設部 . . . P 23 ~ P 25

- 建設課 … 「道路愛護会」
- 都市整備課 … 「木造住宅の耐震診断・耐震改修事業補助金」
- 上水道課 … 「漏水の修理」など
- 下水道課 … 「下水道の正しい使用」など

教育部 . . . P 26 ~ P 27

- 生涯学習課 … 「学校支援ボランティア」など
- 教育連携推進課 … 「地域共生推進センター棟」

消防本部 . . . P 28 ~ P 31

- 総務課 … 「消火栓用消火器具の整備に対する補助金」など
- 予防課 … 「林野火災注意報・警報」など
- 警防課 … 「救急講習」など

市からのお知らせ

総務部

■総務課

1 自主防災組織の設立・活動支援などについて

自主防災組織は、地域で自主的に設立する防災組織です。平時には防災訓練や危険箇所の確認・点検などを行い、災害発生時などいざというときには、避難の声かけや避難支援、避難所の運営などを行います。

市では、災害に強いまちづくりを進めるため、自主防災組織の設立や防災訓練などの活動を支援しています。

自主防災組織の設立を検討されている地域には、職員が出向いて説明を行いますので、お気軽にご相談ください。

自主防災組織を設立された場合、防災訓練の実施に要した経費や防災資機材の購入費用を補助しています。補助金を活用して、お住まいの地域の実情にあわせた防災訓練を行い、地域ぐるみで災害に備えてください。

また、地域における防災活動のリーダーとなる人材を育成するため、「防災士」の資格取得に必要な経費を補助しています。ぜひ、防災士となって地域防災力の向上にご協力ください。

補助金名	対象者	対象事業	補助金額
新見市自主防災組織支援事業補助金 ※毎年度申請可能	新見市自主防災組織設置要綱に基づき設立した自主防災組織	防災訓練の実施	防災訓練の実施に要する経費の全額 ※上限額：500円×加入世帯数または20万円のいずれか低い額 ※防災資機材整備に要する経費を除く。
		防災資機材の整備	防災訓練で使用する防災資機材の購入費用の総額に5分の4を乗じた額 ※上限額：2,000円×加入世帯数または40万円のいずれか低い額
新見市防災士育成事業補助金	市内に住所を有し資格取得後に地域で防災リーダーとしての活躍が見込まれる方	防災士資格の取得	資格取得に必要な研修講座受講料、試験受験料及び資格認証登録料の全額 ※上限額：63,800円 ※申請年度内に要資格取得 ※消防団員（分団長以上）の方などは、試験免除などの特例があります。

問い合わせ先：総務課 危機管理室（電話72-6205）

2 土と土のう袋の提供について

事前の浸水対策用として、土と土のう袋を提供します。大雨が予想される場合には、あらかじめ、各自で早めに土のうの準備と設置をお願いします。

- 提供場所 下水道課（正田330-62）及び各支局
- 提供日時 平日の8時30分から17時まで
- 提供方法 受付後、土のう袋を1世帯あたり20袋までお渡ししますので、ご自身で土のうを作成してお持ち帰りください。

※土のうは各自で保管してください。

※使わなくなった土のうは各自で処分をお願いします。

※大雨が予測される場合は、休日でも提供します。その際には、告知放送や市ホームページなどでお知らせします。

問い合わせ先：総務課 危機管理室（電話 72-6205）

3 各種相談について

専門の相談員が様々な悩みやトラブルなどの相談に応じ、場合によっては問題解決に必要な支援なども行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

なお、市では毎月、特設相談所を開設していますので、相談日時や場所などは毎月の市報「今月の相談窓口」をご覧ください。

相談員	相談できる主な内容	事前予約
人権擁護委員	人権に関する悩みごと	不要
行政相談委員	行政サービス・手続	不要
民生委員・児童委員	心配ごと、生活上の困りごと	不要
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭に関する相談	不要
家庭児童相談員	子どもや家庭に関する相談	不要
司法書士	登記、相続、遺言書など	不要
弁護士	法律問題全般	要 ※

※弁護士相談の予約先は、新見市社会福祉協議会（電話 72-7306）です。

問い合わせ先：総務課 総務係（電話 72-6204）

4 岡山弁護士会による法律相談センターの開設について

岡山弁護士会が、法律相談センターを開設していますのでご利用ください。相談は、事前に岡山弁護士会への予約が必要で、原則有料（税込 5,500円）です。

なお、市に住民登録がある方には、年度につき1回のみ無料となる相談券（なくなり次第終了）を総務課にて交付していますので、ご利用ください。

●開設場所・日時

市役所南庁舎

毎週月曜日 13:10 から 16:20 の間で予約時に指定した 40 分間

（祝日・年末年始を除く）

●事前予約先

岡山弁護士会（電話 086-234-5888）

※予約受付時間 9:00 から 16:30（土・日曜日、祝日を除く）

●無料相談券（年度につき1回のみ）

総務課総務係にて交付（岡山弁護士会へ予約後に申請をしてください）

問い合わせ先：総務課 総務係（電話 72-6204）

■秘書広報課

1 新見市LINE公式アカウントについて

市からのイベント情報や市報等の発行についてお知らせします。

また、「お住まいの地域のごみの収集日をお知らせする機能」や「道路の損傷や不

法投棄」、「クマの出没に関する通報・報告機能」、「避難所を検索する機能」など様々な機能を利用できます。

下記の二次元コードから友だち追加をした後、受信設定を行ってご利用ください。



← 友だち追加はこちら

問い合わせ先：秘書広報課 広報係（電話 72-6190）

■政策推進課

1 地域の集会に使用する公会堂施設整備費補助金について

地域の集会所の修繕など整備に対する補助金をご活用ください。なお、補助には要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

●対象事業

事業費が10万円以上で、建物、安全施設（フェンス・外灯）、空調機器、防犯上必要なもの及び集会所機能を果たすために必要最小限のものを整備する費用が対象です。植栽、剪定、花壇整備など外構工事は対象外となります。

なお、補助金を受けた年度から5年以内は当該補助金が活用できません（上下水道接続工事、耐震診断・補強計画作成・耐震改修工事、災害復旧工事は除く）。

●補助金額

施設整備費の1/2以内（整備・施設の種類により下記金額が上限）

整備の種類	施設の種類	補助上限額
新築	利用戸数100戸以上のもの	500万円
	利用戸数50戸以上のもの	400万円
	利用戸数25戸以上のもの	300万円
	利用戸数10戸以上のもの	215万円
	利用戸数10戸未満で特に市長が認めたもの	175万円
増築・改築・移転 ・耐震改修	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	260万円
	上記以外のもの	100万円
修繕・模様替え・ 上下水道接続	利用戸数が小学校学区、大字単位等の規模のもの	160万円
	上記以外のもの	60万円
耐震診断・補強計 画作成		30万円

問い合わせ先：政策推進課 協働推進係（電話 72-6208）

※令和8年4月から、市民課から業務が移管されています。

2 地域づくり推進事業補助金について

地域活動に対する補助金をご活用ください。なお、事業の実施前に必ず相談・申請をしてください。

●対象団体

活動拠点が市内にある次の団体（地域運営組織を除く）を対象とします。

- ・地域住民が参画する組織で、規約などを定めて活動する団体
- ・交流イベントなどを実施する団体、実行委員会などの任意組織

●対象事業

補助対象事業費が1事業あたり3万円以上の事業が対象です。複数事業をまとめて申請することも可能ですが、同一団体からの申請は年度内に1回限りです。

※コミュニティビジネス事業は別途の申請が可能です。

補助対象となる事業	補助対象とならない事業
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や市の特色を活かした交流・活性化につながる事業 ・ 美しい景観の維持や里山の保全などの自然環境の保護につながる事業 ・ 健康維持・増進につながる事業 ・ 地域の社会福祉につながる事業 ・ 地域の歴史・文化の保存継承事業 ・ 農業の担い手確保につながる事業 ・ コミュニティビジネス事業 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の補助金等を受ける事業 ・ 宗教や政治活動を目的とする事業 ・ 視察事業 ・ 営利目的の事業（コミュニティビジネス事業を除く） ・ 公序良俗に反する事業 ・ 特定の人が利益を受ける事業（コミュニティビジネス事業を除く） ・ 趣味のサークル団体などが行う発表会 <p style="text-align: right;">など</p>

●対象経費

事業実施に直接必要となる経費が対象です。対象外経費など詳しくはお問い合わせください。

●補助金額 対象経費の2/3以内（千円未満切り捨て）

●限度額 25万円（ただし、コミュニティビジネス事業は45万円）

問い合わせ先：政策推進課 協働推進係（電話72-6208）

※令和8年4月から、市民課から業務が移管されています。

3 認可地縁団体について

認可地縁団体とは、地縁による団体が、一定の要件に該当すれば、市長の認可を受けることで法人格を取得できる制度です。町内会・自治会などが認可地縁団体として法人格を取得すると、団体名義で不動産登記をすることができること、法人が契約主体となり事業活動ができることなど地域的な共同活動を円滑に行うことができます。

地縁団体の認可をお考えの場合は、ご相談ください。

問い合わせ先：政策推進課 協働推進係（電話72-6208）

※令和8年4月から、市民課から業務が移管されています。

4 地域運営組織の設立による小規模多機能自治の推進について

地域の課題を地域で共有し、解決を図りながら活性化に取り組む「小規模多機能自治」を推進するため、取組の中心となる「地域運営組織」の設立と活動を支援しています。地域運営組織の設立をお考えの場合は、ご相談ください。

問い合わせ先：政策推進課 協働推進係（電話72-6208）

※令和8年4月から、市民課から業務が移管されています。

5 男女共同参画プラザについて

男女共同参画社会の実現を目指し、情報提供や相談窓口の拠点として新見市男女共同参画プラザを設置しています。

対人関係や家庭のこと、配偶者やパートナーからの暴力（DV）、セクシャルハラスメント、就業などさまざまな悩みについて女性相談員が解決のお手伝いをします。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
また、男女共同参画に関する情報紙の閲覧や図書の新着貸し出しも行っています。

●場所

新見公民館3階（新見823-1）

●開館日時

毎週水・木・金曜日 9:15から17:15まで
※祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

●相談方法

- ・電話相談（電話72-6159）
- ・来室相談（可能な範囲で電話または市公式LINEで予約をしてください）
- ・インターネット相談（下記の二次元コードから利用してください）



← インターネット相談の利用はこちらから

問い合わせ先：政策推進課 企画政策係（電話72-6143）

■情報政策課

1 告知放送機器の修理などについて

告知放送機器の不調、インターネット・IP電話の障害は、情報政策課又は下記のサポートセンターで受け付けています。随時お問い合わせください。

また、告知放送機器の新規設置、リフォームなどに伴う移設・撤去については、工事に日数を要する場合がありますので、お早めにお問い合わせください。

- 連絡先 ソフトバンク光シティサポートセンター
- 電話番号 0120-964-761（フリーダイヤル）
- 受付時間 10:00～18:00（年中無休）

問い合わせ先：情報政策課 情報通信係（電話72-3154）

2 ページング放送の利用申請について

総代の方は、自宅電話・携帯電話から告知放送機器を通じて、地区内のご家庭へ連絡事項を一斉放送できる「ページング放送」が利用できます。

新たに利用を希望される方は、お問い合わせください。

問い合わせ先：情報政策課 情報通信係（電話72-3154）

3 新見市公式ポータルサイトアプリ「新見まちナビ」について

市からの最新のイベント情報や防災情報、告知放送でのお知らせ内容を文字と音声で配信するほか、手続きがオンラインで完結できるデジタル申請機能もあります。

見やすく使いやすいアプリとなっており、スマホやタブレットからすばやく手軽に取得することができます。

下記の二次元コードからダウンロード（無料）のうえ、ご利用をお願いします。

アプリのダウンロードはこちら →



App Store



Google Play

問い合わせ先：情報政策課 情報通信係（電話72-3154）

市民生活部

■市民課

1 国保・後期高齢者人間ドックについて

本市に住所を有する40歳以上の国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした人間ドックの費用助成をします。

自身の健康管理にお役立てください。

- 対象者 受診日に、国民健康保険被保険者又は後期高齢者医療制度の被保険者である者、かつ受診日において国民健康保険税の滞納がない世帯の方又は後期高齢者医療保険料の滞納がない方
- 申込先 新見市指定の医療機関に直接申込み
- 申込期間 4月1日から5月30日まで
- 実施期間 6月1日から翌年1月30日まで
- 内容 〈国保〉（基本コース）短期ドック、脳ドック
（追加コース）乳がん検診、子宮頸がん検診、前立腺がん検診
〈後期高齢者〉短期ドック
※国保・後期高齢者で助成内容が異なります。

問い合わせ先：市民課 国保年金係（電話72-6123）

2 国保20歳～49歳の健康診査・特定健康診査無料化について

新見市国民健康保険被保険者で、20歳から49歳（令和9年3月31日現在の年齢）の方を対象に、健診を受ける習慣づくりや健康意識の向上を目的として、健康診査費用の自己負担額を無料にしています。

自身の健康状態を確認するとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療により重症化を予防し、健康な体を維持するためにもぜひご利用ください。

問い合わせ先：市民課 国保年金係（電話72-6123）

3 証明書等自動発行機について

証明書等自動発行機（行政キオスク端末）を市役所本庁舎1階ATMコーナー及び各支局の図書施設に設置しています。

各支局の図書施設では、休日などの閉庁日でもマイナンバーカードを利用して住民票の写しなどの取得や、コピー機能の利用ができます。

【発行できる証明書】

- ・住民票の写し（本人および同一世帯員の現在の住民票のみ）
- ・印鑑登録証明書（本人分のみ）

【必要な物】

- ・マイナンバーカード
※有効な利用者証明用電子証明書が搭載されている物。
※暗証番号（数字4桁）が必要です。
- ・各証明書等の交付手数料（現金のみ）

問い合わせ先：市民課 市民係（電話72-6121）

■交通対策課

1 交通事故相談について

交通事故に関するいろいろな悩み事について、専門の相談員が相談に応じます。
相談には開設日の1週間前までに事前の予約が必要となりますので、岡山県交通事故相談所（電話086-226-7334）へご連絡ください。
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。
※事前予約がない場合は、開設されません。

●開設日時・場所

毎月第2金曜日 10:00から15:00まで

市役所ふれあい会館2階会議室（まずは交通対策課へお越しください）

問い合わせ先：交通対策課 交通政策係（電話72-6122）

■生活環境課

1 粗大ごみ処理券の取扱販売所について

粗大ごみ処理券は生活環境課、各支局・市民センター、市内全ての郵便局（簡易郵便局を除く）で購入できます。

取扱郵便局	井倉、唐松、草間、正田、菅生、千屋、豊永、新見、足立、上市、熊谷、本町、刑部、田治部、神代、新郷、新砥、本郷、万歳、野馳、矢神
-------	---

問い合わせ先：生活環境課 暮らし安全係（電話72-6124）

2 リチウムイオン電池の拠点回収について

リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が使用されている製品は、現在埋立ごみとして分別していただいておりますが、破損した物や膨張した物は、発煙・発火の恐れがあるため、新たに拠点回収を行います。

●回収場所 生活環境課及び各支局

●回収日時 月曜日から金曜日 8:30から17:15まで

※祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

問い合わせ先：生活環境課 暮らし安全係（電話72-6124）

3 消費生活センターについて

メールやハガキなどによる架空請求や、頼んだ覚えのない商品を送りつけられ多額の費用を請求されるなど、各種消費者トラブルについて、専門の相談員が相談に応じます。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、各地域（行政地区・地域振興会・地域運営組織等）に出向いての消費生活出前講座も開催していますので、ご活用ください。

●相談場所 市役所本庁舎3階相談室（まずは、生活環境課へお越しください）

●相談日時 月曜日から金曜日 8:30から17:15まで

※祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く

問い合わせ先：生活環境課 暮らし安全係（電話72-6124）

※令和8年4月から、交通対策課から業務が移管されています。

4 ごみ減量化協力団体報奨金等について

各種補助金などをご活用ください。詳しい内容はお問い合わせください。

補助金等名	対象経費	補助金等の額	申請時期
ごみ減量化協力団体報奨金	一般家庭から出る資源物（古新聞、アルミ缶など）をPTA、町内会などが回収したもの	1kg当たり5円	事後 実施日の属する年度の3月31日までに申請
環境衛生施設等整備事業補助金	行政地区などが概ね10世帯以上で整備するごみ箱の設置・修理費	対象経費に1/2を乗じた額（上限5万円） ※千円未満切り捨て	事前 設置・修理前に相談を要する
火災残さ処理費補助金	火災残さの取壊し及び処分に要する経費	対象経費に1/3を乗じた額（上限20万円） ※千円未満切り捨て	事後 被災後90日以内に申請
飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術の費用	対象経費に1/2を乗じた額（上限1万円） ※千円未満切り捨て	事後 手術後30日以内に申請
防犯対策支援事業補助金	行政地区等（団体）が購入・設置するLED型防犯灯の費用	1台につき上限1万5千円 ※千円未満切り捨て	事前 設置前に申請
	行政地区等（団体）が購入・設置する防犯カメラの費用	対象経費に1/2を乗じた額（上限20万円） ※千円未満切り捨て	事前 設置前に申請
	市民（個人）が購入・設置する防犯カメラの費用 ※満65歳以上のみの世帯	対象経費に1/2を乗じた額（上限5万円） ※千円未満切り捨て ※に一みんポイントで交付	事前 設置前に申請
	市民（個人）が購入・設置した防犯機能付電話機 ※満65歳以上のみの世帯	対象経費に1/2を乗じた額（上限5千円） ※千円未満切り捨て ※に一みんポイントで交付	事後 支払日から30日以内に申請
蜂の巣駆除費補助金	令和7年度末で終了		

問い合わせ先：生活環境課 暮らし安全係（電話72-6124）

補助金等名	対象経費	補助金の額 (千円未満切り捨て)	申請時期
個人用脱炭素化促進事業補助金	住宅用太陽光発電システム設置費 (自家消費)	市内業者:出力1kW当たり2万5千円(上限10万円) 市外業者:出力1kW当たり2万円(上限8万円)	事後 電力需給契約日または支払日のいずれか遅い日から90日以内に申請
	住宅用蓄電池、V2H充放電設備設置費	市内業者:対象経費に1/10を乗じた額(上限15万円) 市外業者:対象経費に1/10を乗じた額(上限10万円)	事後 支払日から90日以内に申請
	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車本体購入費 (普通自動車)	市内業者:車両本体価格に1/10を乗じた額(上限25万円) 市外業者:車両本体価格に1/10を乗じた額(上限15万円) ※電気自動車は、上限に5万円上乗せ	事後 支払日または自動車検査証の交付の日のいずれか遅い日から90日以内に申請
	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車本体購入費 (軽自動車)	市内業者:車両本体価格に1/10を乗じた額(上限20万円) 市外業者:車両本体価格に1/10を乗じた額(上限10万円) ※電気自動車は、上限に5万円上乗せ	
	電気自動車用普通充電器設置費	対象経費に1/5を乗じた額(上限5万円)	事後 支払日から90日以内に申請
	生ごみ処理機購入費	補助対象経費に1/2を乗じた額(上限3万円)	事後 支払日から90日以内に申請
	ZEH住宅建設費	20万円/棟	事後 引き渡しを受けた日から90日以内に申請

問い合わせ先：生活環境課 環境政策係（電話72-6124）

■ 税務課

1 家屋の取壊しや土地の地目変更等の届出について

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有している個人や法人に、毎年1月1日現在の状況により課税されます。

所有している土地や家屋の状況に変更があった場合には、税務課へ届け出てください。届出書は、市ホームページからダウンロードできるほか、税務課、各支局・市民センターに備えています。

●届け出が必要な場合

- ・家屋を取り壊した場合
- ・家屋を新築・増築した場合
- ・未登記の家屋の名義を変更した場合
- ・土地の用途を変更した場合（新たに駐車場を造成するなど）

届け出が遅れると、一度に多くの固定資産税を納めることになったり、納めすぎた税金の還付が遅れたりすることがありますので、ご注意ください。

なお、農地を新たに造成する場合や他の用途に転用する場合には、事前に農業委員会へ届け出てください。

問い合わせ先：税務課 資産税係（電話72-6117）

2 市税の口座振替及び納付について

市税の納付について、下記の取扱金融機関の口座から振替納税ができます。窓口で納める手間が省け、納付忘れもありませんので、ぜひ申し込みください。

●取扱金融機関

備北信用金庫、中国銀行、トマト銀行、山陰合同銀行、ゆうちょ銀行（郵便局）、晴れの国岡山農業協同組合

●申込手続等

預金口座のある上記の取扱金融機関でお申し込みください。

申込手続には、納税通知書、預金通帳、通帳届出印が必要です。

なお、口座振替日は納期限の日になります。

※コンビニやスマホ決済での納付も可能ですので、ご利用ください。

問い合わせ先：税務課 収税係（電話72-6116）

3 納税等に係る公平性の確保について

市税、介護保険料、保育料、上下水道料金などに滞納があった場合、新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例に基づき、新見市子育て支援金、新見市子牛生産奨励補助金、新見市制度融資利子補給金などの行政サービスが受けられない場合があります。

これは市税などの納付に対する意識の高揚と公平性の確保を図ることを目的としたものです。

市税などは、必ず納期限までにお支払いください。

問い合わせ先：税務課 収税係（電話72-6116）

健康福祉部

■福祉課

1 避難行動要支援者名簿への登録について

災害時に、自分や家族の力だけでは避難が難しい方について、本人の申請に基づき、避難行動要支援者名簿への登録を行っています。

登録された名簿情報は、災害発生時の避難支援活動や日頃の見守り活動などに役立てるため、市役所内の関係各課、民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会、消防署、警察署などに対し、必要最小限の範囲で提供します。

対象者の方でまだ登録をされていない場合は、申請をお願いします。

また、登録内容に変更が生じた際にはご連絡ください。

●対象者

市内に居住する在宅の方かつ次の要件のいずれかに該当する方

- ・要介護認定3～5を受けている方
- ・身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する方
(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ・療育手帳Aを所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する単身世帯の方
- ・県、市の生活支援を受けている難病患者
- ・上記以外で自主防災組織等が支援の必要性を認めた方

●登録される内容

氏名、住所、生年月日、電話番号、緊急時の連絡先、避難支援者など

問い合わせ先：福祉課 福祉政策推進室（電話72-6126）

2 民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、様々な相談に応じ、必要な支援やサービスへつなげるために、関係機関との「パイプ役」として活動しています。また、子どもや高齢者など地域の見守りや訪問活動を行い、地域の把握に努めています。民生委員・児童委員のうち、子どもに関することは主任児童委員が主に担当しています。

高齢者や障害をお持ちの方で支援が必要なおとき、子育てや介護での心配や不安、生活に困窮しているなど困ったことがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へご相談ください。また、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員についてなど、ご不明な点はお問い合わせください。

なお、地域の独居高齢者・高齢者世帯の把握のため、毎年世帯の状況調査を行っていますのでご協力をよろしくをお願いします。

問い合わせ先：福祉課 社会援護係（電話72-6126）

3 生活にお困りの方の相談について（生活困窮者自立支援制度）

生活や仕事に関することで困り事や不安を抱えている方の自立を支えるために、社会福祉協議会内にある新見市生活相談支援センターでは次の相談支援をしています。

●自立相談支援事業

相談者の困り事や不安を聞き、相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、生活の安定に向けた継続的な相談支援を行います。

●家計改善支援事業

家計(お金の使い方)に関する相談に応じ、相談者が適切な家計管理ができるように助言や支援を行います。

●住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をする事などを条件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)や転居費用を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入などに関する条件を満たしている方が対象です。

問い合わせ先：福祉課 生活支援係(電話72-6126)

社会福祉協議会(電話72-7306)

■高齢者支援課

1 高齢者見守り事業について

告知放送機器を利用した緊急通報事業に加えて、令和8年度から新しく高齢者見守り事業を始めます。

一人暮らしや、一人になる時間帯が多い高齢者、認知症などが原因で行方不明になる恐れのある高齢者に対して、見守り事業を実施します。高齢者の異変をいち早く察知し、迅速かつ適切な対応を可能とする環境を整備します。

●事業内容

【搜索身元確認事業】

高齢者の衣類や持ち物に貼り付けが可能な二次元コードシールを身につけてもらうことで、行方不明時に発見者が二次元コードを読み取り家族などと伝言板上でやり取りを行います。

【搜索位置検索事業】

高齢者にGPS端末を所持してもらうことで、家族などによる所在確認が可能となります。

【ICT見守り事業】

緊急通報端末及び人感センサーを貸与することで、緊急事態の通報や状況に応じて、救急車などの出動要請、親族及び協力者への連絡など必要な対応を行います。
※事業開始は、令和8年8月を予定しています。申し込み方法等、詳細につきましては決定次第、市報、ホームページ等でお知らせします。

※告知放送機器を利用した緊急通報事業についても、引き続きご利用いただけます。

問い合わせ先：高齢者支援課 高齢者福祉係(電話72-6125)

2 敬老会補助金について

今年度中に75歳以上となる方が対象で、敬老会を開催される場合は1人当たり1,500円、敬老会を開催せず記念品を配布するのみの場合は1人当たり500円の補助金を交付します。ただし、地域運営組織が設立された地域は対象外となります。

なお、昨年度(隔年実施の場合は令和6年度)までに敬老事業を実施された団体の代表者には、補助金交付申請書類を4月下旬に送付します。

地域全体で高齢者をあたたかく支えるまちづくりを推進するためご活用ください。

問い合わせ先：高齢者支援課 高齢者福祉係(電話72-6125)

■健康医療課

1 愛育委員の活動について

愛育委員は、乳児から高齢者まで生涯にわたる市民の健康づくりをお手伝いするため、行政や地域の団体などと連携を図りながら活動しています。

今年度は、6月から8月に総合検診の受診勧奨、8月から9月に女性のがん検診の受診勧奨を行います。

問い合わせ先：健康医療課 親子保健係（電話72-6129）

2 総合検診の受診について

総合検診には「健康診査」と「がん検診」があり、受診方法は各地区で行う「集団検診」と市内の各医療機関で行う「個別検診」があります。

健康診査を受診する際は、受診券と資格確認証等が必要です（がん検診のみを受診する場合は不要）。

日程や料金など詳しくは、成人・高齢者の予防接種などの健康情報も盛り込んだ「健康づくりガイドブック」（市報5月号と併せて配布）をご覧ください。

問い合わせ先：健康医療課 健康づくり係（電話72-6129）

3 アピアランスケア（がん患者ウィッグ等購入費）助成事業について

がん治療に伴う外見（アピアランス）の変化による心理的負担を軽減するため、がん患者及びがん経験者に対しウィッグ等の購入費用の一部を助成します。

【対象者】 がんと診断され、治療を受けた方又は現在治療を受けている方

【助成額】 購入費用の2分の1の額（上限3万円で1回限り）

※購入後、1年以内に申請してください。

問い合わせ先：健康医療課 健康づくり係（電話72-6129）

4 救急安心センター（#7119）について

急な病気やけがで救急車の要請や医療機関受診の要否など迷ったときに、看護師などの専門家に電話で相談できる救急安心センター「#7119」が市内で利用できます。携帯電話に電話番号を登録し、旅先の急病時などにもご利用ください。

【電話番号】 #7119

問い合わせ先：健康医療課 地域医療係（電話72-6130）

5 妊娠・出産応援パッケージ事業について

安心して妊娠および出産ができる環境づくりを推進するため、妊婦に対して、妊娠後期以降の健診にかかる交通費の支給、及び出産時における宿泊費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

①妊娠・出産応援給付金支給事業

【対象者】 市内に住所を有する妊娠届出をした妊婦

【給付費】 妊婦1人あたり一律5万円

②妊婦宿泊助成金支給事業※申請前にご相談ください。

【対象者】 次の全てに該当する人

・ 出産時及び申請時に市内に住所を有する人

・ 住所地から分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を有する人

【対象経費】 出産のために分娩取扱施設の近くで待機する場合のホテル、旅館等の

宿泊費（食事代は除く）

※妊婦本人の宿泊分に限り対象とします。

【助成額】1万円または宿泊費実費のいずれか低い額から自己負担2千円を控除した額（上限8,000円）

※出産までの前泊分として14泊を限度とします。

③にいまママ・サポート119事業

出産の兆候がはじまり、緊急搬送の必要がある状態で、周囲のサポートが得られない場合、救急車で速やかに妊婦を医療機関に搬送する事業です。

利用には、事前に健康医療課へ届出が必要です。

問い合わせ先：健康医療課 親子保健係（電話72-6129）

6 保健師による健康相談について

令和8年度から、支局で保健師が週1回程度、健康や子育てなどに関する相談に応じます。相談日は各支局に掲示します。

問い合わせ先：健康医療課 親子保健係（電話72-6129）

7 おでかけ健康教室について

保健師や栄養士、健康運動指導士が市内の公共施設等へ出向いて健康教室などを無料で実施します。みなさんの健康づくりにご活用ください。

【対象】5人以上の団体・グループ

【実施日】月曜日～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00

【申込方法】申込書を健康医療課へ提出してください。

問い合わせ先：健康医療課 健康づくり係（電話72-6129）

■子育て支援課

1 子育て広場について

0歳児から小学校就学前までの子どもとその保護者が、無料で利用できる子育て広場を開設しています。保育士や他の親子と交流して自由に遊んだり、行事への参加や育児の相談もできますので、お気軽にお越しください。

名称	開設日時	場所・電話
にいま子育てカレッジ 交流ひろば「にこたん」	火曜から土曜 9:30～16:00	新見公立大学内 72-0634
大佐子育て広場	火・木曜 9:00～16:00	大佐子育て広場 98-2572
ももっこ広場しんごう	月曜から金曜 9:00～16:00 ※火・水・金は保育士不在	神郷保健センター内 92-6111
哲多子育て広場	月曜から金曜 9:00～16:00 ※水・金曜は保育士不在	哲多総合センター内 96-2010

哲西子育て広場	月曜から金曜 10:00～15:00 ※火・木は保育士不在 毎月1回土曜 10:00～12:00	きらめき広場・哲西内 88-8112 (NPO きらめき広場)

※いずれも祝日・年末年始は休み

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援係（電話72-6115）

2 ファミリー・サポート・センターについて

育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児を援助する保育サポーター（提供会員）が、有償で助け合うファミリー・サポート・センターをにいみ子育てカレッジ内に開設しています。

残業や休日出勤、急用や病気などの時にご利用ください。なお、依頼会員・提供会員ともに会員登録（無料）が必要です。

●依頼会員（育児の援助を受けたい人）

新見市内に住所があり、生後6か月から小学生までの子どもを養育している人

●援助の内容

- ・ 保育所、認定こども園などへの送迎
- ・ 保育所、認定こども園、小学校の終了後や休みのときの保育
- ・ 学校行事や冠婚葬祭に出かけるときの保育
- ・ 産前・産後で手助けが欲しいときの保育
- ・ 子育てを手伝って欲しいとき など

●利用料金

活動日	活動時間 (預ける時間)	利用料金基準額 (1時間あたり)	備考
月曜から 金曜の平日	7:00～19:00	700円	料金は、依頼会員が 提供会員にその都度、 直接支払います。
	上記以外	800円	
土・日、祝日	終 日	800円	

※依頼会員の子ども1人につき、1時間あたり500円の利用助成金があります。

ただし、依頼会員の子ども1人につき、1月当たり40時間が助成の上限です。

問い合わせ先：にいみ子育てカレッジ（電話72-0634）

子育て支援課 子育て支援係（電話72-6115）

3 子育て親子交流事業補助金について

就学前後の親子が広く交流し、地域ぐるみで子育て支援活動を行う団体に対して、活動に係る経費を補助します。

●対象

市内の子育て中の親子の団体（ただし、次の条件をすべて満たすもの）

- ① 児童10人以上で、3分の2以上が就学前児童であること
- ② 一つの小学校区あたり一つの団体であること（ただし、一つの小学校区内で団体を結成することが困難な場合、複数の小学校区で団体を結成することも可能）
- ③ 会の規約を制定していること

●補助対象基準額

上限15万円（ただし、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助対象基準額を比較して、少ない方）

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援係（電話72-6115）

4 こども家庭センターについて

全ての子ども（0歳～18歳）とその家庭および妊産婦を対象に、子育てに関するさまざまな相談に対して、専門的・継続的に相談・支援を行います。

専門の職員が、お話をうかがい、必要に応じて関係機関と連携し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。

新見市の子育て支援

※市のホームページ



にいみ子育てガイドブック

※さまざまな子育て制度をまとめた冊子です。



問い合わせ先：子育て支援課 こども福祉係（電話72-6115）

健康医療課 親子保健係（電話72-6129）

5 出生祝金の拡充について

現在の子育て支援金（出生祝金：1人10万円）に加えて、多子世帯へのお祝いと、経済的支援を目的として、第2子以降の子育て支援金を拡充します。

●支給内容

第1子の誕生 合計10万円（現金 5万円＋ 5万に一みんポイント）

第2子の誕生 合計20万円（現金10万円＋10万に一みんポイント）

第3子の誕生 合計30万円（現金15万円＋15万に一みんポイント）

第4子の誕生 合計40万円（現金20万円＋20万に一みんポイント）

第5子以降の誕生 合計50万円（現金25万円＋25万に一みんポイント）

※ただし、保護者が養育する22歳以下の子どものうち最年長者を第1子として順に数えます。

※第2子以降は初回10万円分、残りを10回に分けて支給します。

問い合わせ先：子育て支援課 子育て支援係（電話72-6115）

産業部

■農業畜産振興課

1 お困りの農地について

農家の高齢化や後継者不足などにより遊休農地が増えることを防ぐため、担い手に農地を集積することで農地の有効利用や農業経営の効率化を図る「農地中間管理事業（都市計画区域を除く）」などの支援制度をご紹介し、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を取りながら農地の貸し借りなどの手続をお手伝いします。

「農地を所有しているが高齢で農作業ができなくなった」、「農地を相続したが農業をする予定がない」などの悩みをお持ちの方は、ご相談ください。

併せて、農地の借り受けを希望される方もご相談ください。

●農地を貸し出す場合の条件（所有者）

耕作可能な農地であること。

●農地を借りる場合の条件（耕作者）

- ・農業経営の規模拡大を希望される方
- ・新たに農業を始めたい方
- ・貸借契約期間中、誠実に営農される方

●地域計画について

国においては、農地の利用促進を図るため、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題として、地域ごとでの将来の農地利用計画である「地域計画」を定めることが法定化され、本市においても策定を行ったところです。

今後、農地の貸し借りや集積、これからの地域農業の在り方について、地域で話し合いを希望される場合には、進行などのお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：農業畜産振興課 農業畜産係（電話72-6133）
農業委員会事務局（電話72-6106）

2 日本型直接支払交付金事業について

農業の多面的機能（自然環境・景観の保全など）の維持・発揮のための地域共同活動に対して交付金による支援を行います。

地域において新たにこれらの交付金を活用した取組を検討される場合には、説明会を開催しますので、お気軽にご相談ください。

●多面的機能支払交付金

水路・農道・法面など、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域共同作業（法面の草刈り、水路の泥上げなど）に対する交付金です。

●中山間地域等直接支払交付金

傾斜の大きな農用地を維持・管理していくための活動などを行う場合、面積に応じて支払われる交付金です。

問い合わせ先：農業畜産振興課 鳥獣対策係（電話72-6207）

3 鳥獣被害防止対策事業について

有害鳥獣から農作物を守るため、次の事業を実施しています。

●有害鳥獣防護柵設置に対する補助

電気柵やワイヤーメッシュ柵などの有害鳥獣防護柵設置経費の半額（上限あり）

を補助します。なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

●有害鳥獣追い払い用花火の配付について

農作物への鳥獣被害軽減のため、動物追い払い用花火を配付しています。対象者は煙火消費保安手帳を所持し、市内に農地を所有している農業者の方です。

●集落研修会の開催について

農作物の鳥獣被害を防止するためには、地域ぐるみで対策に取り組むことが効果的です。市では、地域に出向いて研修会を開催しています。鳥獣被害にあわないための地域づくりについて、研修をご希望の地域はお気軽にご相談ください。

問い合わせ先：農業畜産振興課 鳥獣対策係（電話 72-6207）

4 親元就農助成金制度について

本市に定着する新規就農者の積極的な確保に取り組み、深刻な担い手不足の解消と産地の維持・拡大につなげることを目的として、国や岡山県が主催する社会人就農研修等の研修費や交通費に対する支援を行っています。

この制度は、親元へ就農し規模拡大を図るUターン者などが対象です。

問い合わせ先：農業畜産振興課 農業畜産係（電話 72-6133）

■林業振興課

1 立木の伐採について

地域森林整備計画の対象森林において立木（竹を除く）を伐採する場合、森林法に基づき事前に届出・許可が必要です。（地域森林整備計画の対象森林への該当の有無は、林業振興課へお問い合わせください。）

森林の種類	伐採種		林種	手続き	届出・申請期限	届出・申請先
普通林	主伐 間伐	皆伐 択伐	天然林 人工林	届出	90～30日前まで	新見市 林業振興課
保安林	主伐	皆伐	天然林 人工林	許可	皆伐面積の限度公表があった日から30日以内	岡山県 備中県民局 新見地域森林課 (72-9169)
		択伐	天然林 人工林	許可 届出	伐採しようとする日の30日前まで 90～20日前まで	
	間伐		天然林 人工林	届出	90～20日前まで	新見市 林業振興課

また、立木の伐採後（間伐を除く）及び造林後には各種届出（普通林については「伐採に係る森林の状況報告書」及び「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」、保安林については岡山県備中県民局新見地域森林課へお問い合わせください。）の提出が必要です。

問い合わせ先：林業振興課 林業振興係（電話 72-6134）

2 新見産材使用住宅の建築に対する補助金について

新見産材を使用した木造住宅の建築工事をされる際に補助金を交付します。

【新築の場合】 70万円

【増築・改築の場合】 新見産材1㎡あたり3万5千円（上限30万円）

なお、申請前に事業着手された場合は、補助金が交付できませんので、必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先：林業振興課 林業振興係（電話72-6134）

3 林道維持管理活動報償費について

林道（林道台帳に登録されたもの）の受益者の皆さんが林道の維持保全のために、受益者団体を組織し、活動を行った場合に下記のとおり報奨金を支給します。

●受益者団体の主な活動内容

草刈、側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所などの報告、緊急時（災害発生等）の応急措置など。

●報償金額（草刈り・側溝清掃などの維持管理活動を行った場合に限り支給）

実施延長100m当たり1,000円（年2回まで）

●報告方法

市が定めた実施報告書、作業写真（路線ごとに作業前・作業中・作業後の計3枚程度）を添付して活動後速やかに提出してください。

●注意点

年2回活動を実施される場合は1回ごとに実施報告を行ってください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報奨金を支給できない場合があります。

問い合わせ先：林業振興課 林業振興係（電話72-6134）

■農業委員会事務局

1 農地の移動について

農地の売買・贈与による権利移動、農地の目的以外の使用（家の建築、墓地、駐車場、資材置場などに転用）には農業委員会への届出、農地法に基づく許可を受ける必要があります。また、農地を相続した場合にも、農業委員会への届出が必要です。

農地の権利移動や転用を計画する場合は、事前にご相談ください。

併せて、農地の貸し借りを希望される方もご相談ください。

問い合わせ先：農業委員会事務局（電話72-6106）

■産業振興課

1 就職支援事業について

市内事業所への就職や定着を促進するため、次の事業を実施しています。親族や知人の方などに、ぜひご紹介ください。

●就職相談窓口の設置

市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などを対象に、就職相談に応じる相談窓口を設置しています。

●新見市WEB企業ガイド「ニイミノシゴト」

市内への就職をお考えの方や、将来、働き先があれば新見市に戻りたいと考えている方などに向けて、本市の魅力ある事業所の情報や、市内で就職し生活している方へのインタビュー記事などを掲載した特設サイトを公開しています。

●市内就職奨励ポイント

市内事業所に就職した新規学卒者及びI J Uターン者へ就職奨励ポイントを付与します。

【対象者】 ※①・②ともに公務員を除く

①新規学卒者（中退含む） 以下の要件を全て満たしている人

- ・新見市に住民登録がある人
- ・卒業（中退）後、6カ月以内に市内事業所へ正規職員として就職した人
- ・市内事業所に5年以上勤務する意思を示した人

②I J Uターン者 以下の要件を全て満たしている人

- ・転入前、市外に1年以上居住していた人
- ・転入後、1年以内に市内事業所へ正規職員として就職した人
- ・市内事業所へ5年以上勤務する意思を示した人

【ポイント付与額】

最大30万ポイント（就職して1年経過ごとに10万ポイント、最長3年間）

※市内高等学校・特別支援学校及び新見公立大学の新規学卒者には、追加で10万ポイントを、就職した年に付与します。

※就職奨励ポイントの受取には「新見市オリジナルI C O C A」が必要です。

問い合わせ先：産業振興課 商工労政係（電話72-6137）

※令和8年4月から、商工観光課から業務が移管されています。

2 新見市オリジナルI C O C Aについて

新見市オリジナルI C O C Aは、あらかじめ現金をチャージしてから市内の加盟店でお支払いをすることで、に一みんポイントがたまっていくため、お得です。ぜひ普段のお買い物にご利用ください。

また、今後、様々な事業に、新見市オリジナルI C O C Aを活用していきます。

新たに取得を希望される場合や紛失した場合はお問い合わせください。

●市内で現金をチャージできる場所

- ・JR新見駅の自動券売機
- ・セブン銀行ATM
- ・各種コンビニ
- ・簡易チャージ機（設置場所：千屋郵便局、刑部郵便局、万歳郵便局、野馳郵便局、井倉郵便局、豊永郵便局、にいみプラザ、フレスタ新見店、ジュンテンドー新見店、市役所本庁舎1階）

●地域運営組織による一みんポイントの付与

地域運営組織が実施する地域のイベントや活動などに参加した人に対して、専用端末（※要利用申請）を利用して、地域運営組織自らが一みんポイントを付与することができます。

●I C O C A出前講座

新見市オリジナルI C O C Aの疑問にお答えする出前講座の申し込みを受け付けています。I C O C A以外にも、JR西日本の各種サービスなどについてもご案内できます。講座内容をご相談ください。

問い合わせ先：産業振興課 商工労政係（電話72-6137）

※令和8年4月から、商工観光課から業務が移管されています。

■移住定住推進課

1 空き家情報の募集・空き家活用推進事業補助金について

本市へ移住したい方や市内で転居したい方などに空き家情報を提供する「空き家情報バンク」を運営しています。市内で、「売ってもよい・貸してもよい」という空き家の情報がありましたら、ご連絡ください。

また、空き家の利活用や移住・定住者の確保を目的として、移住・定住（希望）者に対して、次のとおり補助金を交付します。申請は事業の実施前に行う必要があるなど、この他にも条件がありますので、活用を検討される場合は、必ず事前にお問い合わせください。

項 目	条 件 等
補 助 対 象 者	<p>○定住するために転入する方又は転入後3年未満の方 ※条件により、移住希望者などへ空き家の賃貸などを行う空き家所有者も対象となることがあります。</p> <p>○市内在住者のうち、40歳以下の方、または中学校を卒業するまでの子を養育している方</p> <p>○申請時に空き家の購入、賃貸などが決定している方 ※3親等内の親族間で行う空き家の売買や賃貸などの取引を除く。 【対象者や交付の条件をすべて満たすことが必要】</p>
補 助 の 種 類	<p>①購入補助 空き家の購入に必要な費用の一部を補助</p> <p>②改修補助 空き家の改修に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が30万円以上で市内業者が改修工事を行うこと。</p> <p>③家財整理補助 空き家の家屋内に残された家財道具の処分に必要な費用の一部を補助 ※対象事業費が10万円以上で市内の専門業者が処分を行うこと。</p>

その他、移住・定住や空き家の活用に関する相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先：移住定住推進課 移住定住推進係（電話72-6114）

2 移住定住奨励事業について

新規学卒者等やI・J・Uターン者が、市内に定住し、新たに市内または通勤可能な市外の事業所に就業された場合、にーみんポイントを本人のICOCA（カード）に付与します。雇用開始の日から6か月以内に申請してください。

●新規学卒者等

項 目	条 件 等
対 象 者	<p>○新見市に住所を有し、卒業(中退)の日から6か月以内に、新たに市内または通勤可能な市外事業所に就業した新規学卒者等で、5年以上定住する意思を示した人</p> <p>○転勤その他の理由により転出する予定のない人 など</p>
付 与 額	○1人あたり 10万ポイント（1回限り）

● I J Uターナー者

項 目	条 件 等
対 象 者	○転入前に市外に1年以上居住していた人 ○転入後1年以内に、新たに市内または通勤可能な市外事業所に就業した人で、5年以上定住する意思を示した人 ○転勤その他の理由により転出する予定のない人 など
付 与 額	○1人あたり 20万ポイント（1回限り）

※住民票を異動していない大学生等であっても、市外へ居住していたことが確認できる場合は対象となりますのでご相談ください。

問い合わせ先：移住定住推進課 移住定住推進係（電話72-6114）

3 同窓会開催支援事業補助金について

市内で開催される同窓会に要する経費の一部について、補助金を交付します。詳しい内容は、お問い合わせください。なお、本制度は令和8年度をもって終了します。

●対象の同窓会

市内の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学を卒業した人による同窓会（令和9年1月31日までに開催されたもので、同一の同窓会への補助金は、当該年度に1回限りです。）

●補助要件

次の要件のすべてに該当する場合、出席者1人当たり2千円（上限額10万円）の補助金を交付します。

- ・ 10人以上で開催されること
- ・ 出席者の3割以上が市外に住所を有すること
- ・ 出席者は、市が行う移住・定住に関する情報収集や情報発信などへの協力を承諾すること
- ・ 開催に要する経費が出席者×2千円以上であること

問い合わせ先：移住定住推進課 移住定住推進係（電話72-6114）

建設部

■建設課

1 道路愛護会について

地域の方々が道路愛護会を結成して道路の維持保全のために活動し、その活動を市に報告いただいた場合は、下記のとおり報償金を支給します。

●道路愛護会の主な活動

草刈り・側溝清掃などの環境美化活動、維持補修、崩壊箇所の報告、緊急時（災害発生時等）の応急措置など

●報償金額（草刈り・側溝清掃などの環境美化活動を行った場合に限り支給）

- ・実施延長100m当たり2,000円（ただし年2回まで）
- ・ボランティア保険料（1人当たり年間350円を上限）

●報告方法

市が定めた実施報告書に、位置図、作業写真を添付して、活動後2週間以内に提出してください。

なお、作業を行うときにボランティア保険に加入したときは、加入した保険の内容を確認できる書類を併せて添付してください。

●注意点

年2回作業する場合は、必ず1回の作業ごとに報告してください。作業実施後、時間が経過すると、実施の確認が困難となり、報償金を支給できない場合があります。また、複数の路線を実施する場合は、路線ごとに作業前・中・後の写真を添付して下さい。（例：5路線実施する場合は、5路線分の作業写真を添付する）

●除草剤散布機の貸出

試験的に除草剤散布機を貸出しますので、希望される愛護会は、事前に本庁又は各支局へご連絡いただき、予約をお願いします。

【予約の流れ】 予約 → 貸出 → 返却（すべて開庁日とします。）

なお、数に限りがありますので、重複した場合は、先着順とします。

貸出用の散布機は、背負い式10ℓタンクのエンジン動噴です。

（除草剤及び燃料は、各愛護会でご準備ください。）

問い合わせ先：建設課 維持管理係（電話72-6131）

■都市整備課

1 木造住宅の耐震診断・耐震改修事業補助金について

地震に強い安全なまちづくりを目指すために、昭和56年5月末以前に建築された木造住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修工事等に要する経費の一部を補助します。

事業名	補助金額
耐震診断（現況診断）	診断費用90,000円のうち8万円（自己負担額10,000円）
補強計画	計画費用90,000円のうち8万円（自己負担額10,000円）
①耐震改修	耐震改修工事費用の4/5以内とし、補助上限額115万円
②部分耐震改修	部分耐震改修工事費用の1/2以内とし、補助上限額80万円
③耐震シェルター	設置費用の1/2以内とし、補助上限額80万円
④防災ベッド	設置費用の1/2以内とし、補助上限額80万円

※耐震診断、補強計画の補助金額は200㎡以下の木造住宅の場合です。

●対象

- ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの
 - ・新見市内に存するもの
 - ・一戸建ての住宅
 - ・階数が2階建て以下のもの
 - ・構造が木造であるもの
 - ・①、②については耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判定され、補強計画を行ったもの
 - ・①で利子補給制度（リ・バース60）を利用する場合は、補助限度額が異なります。（最大75.5万円）
 - ・③、④については耐震診断を行い、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先：都市整備課 建築係（電話72-6118）

■上水道課

1 上下水道料金などのコンビニ納付・スマホ決済について

上下水道料金の納付は、コンビニやスマホでもできます。利用できるコンビニ、スマホ決済のアプリ等の詳細については、納付書裏面や市ホームページをご覧ください。

また、これまでどおり市役所（各支局・市民センター）や金融機関の窓口でも納付できます。今後とも期限内納付にご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課 管理係（電話72-8971）

下水道課 管理係（電話72-6138）

2 消火栓の使用について

自治会・消防団などの消火訓練において、水道を水利とした消火栓を使用する場合は、届出が必要です。事前に上水道課へ「消火栓使用願」の提出をお願いします。

届出をしないで消火栓を使用した場合、水道水の濁りや水圧低下など、原因調査に時間を要し、多くの方々にご迷惑をおかけする恐れがありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：上水道課 管理係（電話72-8971）

3 漏水の修理について

給水管の老朽化などが原因で、水道メーターから宅内側での水道管が漏水したときは、市指定給水装置工事業業者へ修理を依頼してください。水道メーターから宅内側での漏水は、宅内の全ての水栓を閉めていても、水道メーターのパイロット（銀色のコマ）が回転する状態です。なお、修理費用は、利用者の負担となります。

また、その他の漏水は、上水道課または各支局にご連絡ください。

お問い合わせ先：上水道課 管理係（新見・神郷管内 電話72-8971）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話98-2112）

哲多支局地域振興課産業建設係（哲多管内 電話96-2112）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話94-2112）

4 水道の使用開始・休止の電子申請について

水道の使用開始・休止申請は、電子申請でもできます。

電子申請を希望される方は、「新見市ホームページ」「くらしのガイド」「水道の使用開始・休止申請について」から申請をしてください。

お問い合わせ先：上水道課 管理係（電話 72-8971）

■下水道課

1 下水道への接続について

汚水適正処理構想により、公共下水道事業、農業集落排水事業などの地域に応じた集合処理事業に取り組んでいます。また、集合処理計画区域以外の地域では、合併処理浄化槽の設置を進めています。

まだ下水道に接続されていないご家庭は、衛生的な環境をつくるため、また、河川の水質を保全するためにも、一日も早く接続いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：下水道課 管理係（新見・神郷・哲多管内 電話 72-6138）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話 98-2112）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話 94-2113）

2 下水道の正しい使用について

下水道へ異物を流すことで、ご自宅のトイレや排水管、地区内の下水道管の詰まり、マンホールポンプの故障の原因となる事例が増えています。

最悪の場合、下水が逆流して、ご自宅の排水設備や地区内のマンホールから下水が溢れ出してしまいますので、下水道へ異物を流すのは絶対にやめてください。

●下水道に流してはいけないものの例

- ・ 水に溶けない紙（ウェットティッシュ、ペーパータオルなど）
※トイレに流せるシートも一回にたくさん流すと詰まります。
- ・ 布類（衣類の切れ端、ハンカチ、下着など）
- ・ 台所ごみ等（食用廃油、食品くず、食べ残しなど）
- ・ 髪の毛
- ・ 薬品類（ガソリン・灯油などの危険物は絶対に流さないでください）

※台所からの排水管にあるクリーンますは、月に1回以上清掃しましょう。

問い合わせ先：下水道課 管理係（電話 72-6138）

3 井戸水など市が管理する水道水以外をご利用の場合について

家庭にて、市の管理する水道水以外を使用したり、井戸水などと併用したりする場合は、届出をしてください。

また、市の管理する水道水以外を使用する家庭や井戸水などと併用する家庭において、施設などへの入所により、住民基本台帳に記載された住所で生活せずに長期不在となる方がおられる場合も、届出をしてください。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：下水道課 管理係（新見・神郷・哲多管内 電話 72-6138）

大佐支局地域振興課産業建設係（大佐管内 電話 98-2112）

哲西支局地域振興課産業建設係（哲西管内 電話 94-2113）

教育部

■生涯学習課

1 学校支援ボランティアについて

「地域の子どもは地域で育てる」ことを目的に、地域の皆さんに子どもたちの学習補助や登下校の見守りなどをする「学校支援ボランティア」をお願いしています。

地域学校協働活動のより一層の充実のため、地域の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。詳しくは、各学校へお問い合わせください。

問い合わせ先：生涯学習課 生涯学習係（電話 72-6147）

2 新見美術館の展覧会について

新見美術館（電話 72-7851）では、下記の展覧会を開催しますので、ご鑑賞ください。詳しくは、随時、ホームページ、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内容
4月18日（土）から 6月28日（日）まで	ーほっと心に花が咲くー 中山みどりフェルトアート展
7月11日（土）から 8月30日（日）まで	見て、触れて、聴いて つちやあゆみ 木のアート展
9月5日（土）から 11月23日（火）まで	女性作家の先駆者たち ～葦崎大村美術館所蔵作品を中心に～
11月28日（土）から 1月31日（日）まで	新見美術館名品展 2026 I
2月6日（土）から 4月11日（日）まで	岡ともみ サカサゴト／ 新見美術館名品展 2026 II

問い合わせ先：生涯学習課 文化スポーツ係（電話 72-6148）

3 各種スポーツ大会の開催予定について

下記の予定で新見市を会場に各種スポーツ大会が開催されます。詳しい内容は、随時、市報にいみなどでお知らせします。

開催期間	内容
5月16日（土）	第3回新見市モルック大会
8月22日（土）から 8月23日（日）まで	第80回国民スポーツ大会 中国ブロック大会 ソフトボール競技（成年女子）
8月29日（土）から 8月30日（日）まで	第80回国民スポーツ大会 中国ブロック大会 ソフトボール競技（成年男子・少年男子・少年女子）
10月18日（日）	にいみ市民スポーツフェスタ 2026
11月15日（日）	新見市駅伝競走大会
1月3日（日）	新見市新春ロードレース大会

問い合わせ先：生涯学習課 文化スポーツ係（電話 72-6148）

4 市内図書館・図書施設について

イベント開催情報は、随時、新見市立図書館ホームページ、市報にいみなどでお知らせします。

市内の各図書館・図書施設の休日と利用時間は次のとおりです。

名称	利用時間	休日
中央図書館	9:00～19:00	月曜日（祝日の時は翌日） 年末年始 特別整理期間
おおさ総合センター 図書施設	平日 10:00～18:00	
神郷生涯学習センター 図書施設	土日祝	木曜日（祝日の時は翌日） 年末年始 特別整理期間
哲多総合センター 図書施設	9:00～17:00	
哲西生涯学習センター 図書施設	9:00～19:00	

問い合わせ先：新見市立中央図書館（電話72-2826）

■教育連携推進課

1 地域共生推進センター棟について

新見公立大学内地域共生推進センター棟を、会議、講演会等でご利用ください。

また、地域共生推進センター棟1階にはコンビニやベーカリーがあります。ベーカリーでは焼きたてのパンやパスタ等を販売（パンの販売は火、木、金曜日）しており、コンビニの営業時間は、9:00～21:00（ただし学生の授業がない期間は休業）で、どなたでも利用できます。

●利用可能施設

- ・講堂：400人収容が可能
- ・控室：講堂で催し物を行う際の控室
- ・ICT教室：電子黒板を使った小規模（30人程度）の会議等が可能
- ・地域共生講義室：20人、60人、120人、200人収容の部屋
- ・ミーティングルーム：15人程度の会議等が可能
- ・コミュニケーションカフェ：パンやパスタ等を販売する売店に隣接
- ・談話室：市街地が一望できる最上階（無料）

●利用申込先（施設の利用には事前の申込みが必要です）

新見公立大学総務課（電話72-0634）

●開館時間

10:00～18:00

●休館日

- ・祝祭日、年末年始（12月28日～1月4日）
- ・館内整理期間

問い合わせ先：新見公立大学総務課（電話72-0634）

教育連携推進課 教育連携推進係（電話72-6156）

消防本部

■総務課

1 消火栓用消火器具の整備に対する補助金及び維持管理について

自衛消防組織等が消火栓用消火器具を購入する場合、下記の補助金をご活用ください。なお、事前に申請が必要となりますので、必ず購入前にご相談ください。

●補助金名

消防施設及び器具整備費補助金

●補助金額

購入費の1/2以内の額

(1消火栓につき下記の限度額。ホースの数は1消火栓につき3本以内、他の器具はそれぞれ1本(個)とする。)

消火栓用 消火器具	内径呼称65mm の限度額	内径呼称50mm の限度額	内径呼称40mm の限度額	備考
ホース	13,500円	10,500円	7,500円	1本につき
スタンドパイプ	4,500円	3,500円		
筒先(ノズル)	4,000円	3,000円	2,000円	
開閉キー	1,500円	1,500円		
器具格納箱	9,000円	9,000円	9,000円	
減圧アダプター	7,000円	6,000円		

消火栓用消火器具の格納箱は、地域で管理しています。格納箱の老朽化や器具の盗難が発生していますので、定期的に点検や確認を行い、適切に維持管理してください。

問い合わせ先：消防本部 総務課 消防団係（電話72-9119）

2 消防団員の募集について

●消防団員について

消防団員の処遇改善、装備品の充実、施設整備などにより、消防団への入団促進を図っています。地域防災の要である消防団の充実強化のために、男女を問わず新規入団をお願いします。

なお、消防団員の処遇については、年報酬、出勤報酬、費用弁償、退職報償金、公務災害補償などがあり、活動服、安全靴、耐切創手袋などが貸与されます。

●一般機能別団員について

一般機能別団員とは、火災発生時の初期消火活動や消防団が行う式典でのラッパ隊などを主な任務とする団員です。対象は、60歳から70歳までの元消防団員または元消防職員で、任期は4年11か月となります。

なお、消防団員とは一部異なりますが、年報酬、公務災害補償などがあり、活動服などが貸与されます。

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部 総務課 消防団係（電話72-9119）

■ 予防課

1 林野火災注意報・警報について

令和8年4月1日から山火事が多発する1月から5月までの期間において、降水量が少ない日が続く場合などに、市内全域に発令されます。

林野火災警報発令中に「火の使用制限」に従わなかった場合は、消防法による罰則「30万円以下の罰金又は拘留」が適用されることがあります。

	林野火災注意報	林野火災警報
義務	火の使用制限についての注意喚起 (努力義務)	火の使用制限 (義務)
発令基準	前3日間の合計降水量が1mm以下で、次のいずれかに該当する場合 ・前30日間の合計降水量が30mm以下 ・乾燥注意報が発表されている ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りではありません。	左記の林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合
罰則	なし	30万円以下の罰金または拘留
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・山林、原野などで火入れをしない ・煙火を消費しない ・屋外で火遊びまたはたき火をしない ・屋外では、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しない ・山林、原野などで喫煙しない ・残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火の粉を始末する 	
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・告知放送、消防本部ホームページへの掲載、SNSによる配信 ・消防車両の巡回 など 	

問い合わせ先：消防本部 予防課 予防指導係（電話72-2119）

2 野外焼却（野焼き）について

市内で発生している火災の約3割は、草焼きやゴミ焼きなどの野外焼却（野焼き）によるものです。

家庭から出るゴミの焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、処罰の対象となる場合があります。例外として認められている畦焼きや刈り取った草の焼却を行うときは、次のことを守り、火災を起こさないよう注意してください。

- ・消防署に届け出をする。（電話でも受け付けています）
- ・風が強い日や、空気が乾燥している日は避ける。
- ・一度に多量の焼却をしない。
- ・消火用の水などを用意し、その場を離れない。
- ・水などで確実に消火し、後で再確認する。

なお、届け出は焼却行為を消防署が許可するものではありません。消防署が火災と間違わないために行っていただくものです。

問い合わせ先：消防本部 予防課 予防指導係（電話72-2119）

3 住宅用火災警報器について

●設置について

住宅用火災警報器は、火災死者の7割が住宅火災で発生していることから、全ての住宅（共同住宅を含む）に設置が義務付けられ、火災の早期発見に大変有効ですので、未設置の住宅には設置をお願いします。

また、取り付け・取り換えをすることが困難な65歳以上の世帯及び65歳未満でも、身体に障害があり取り付け・取り換えが困難な方に対して設置及び交換作業の支援を行います。詳しくは、お問い合わせください。

●点検・交換について

住宅用火災警報器の点検方法は、「ひもを引っ張る」または「ボタンを押す」だけです。正常な場合は、音声や警報音が鳴りますので、定期的に点検を実施してください。

また、見た目には異常がなくても、内部のセンサーや部品の消耗・劣化により、本体の寿命は10年とされています。電池の寿命もおおむね10年ですので、設置から10年経過を目安に本体の交換をお願いします。

※消防署は住宅用火災警報器や消火器の販売は行っていません。

住宅用火災警報器の詳細についてはこちら →
(一般社団法人 日本火災報知機工業会)



問い合わせ先：消防本部 予防課 予防指導係（電話72-2119）

4 感震ブレーカーの設置について

地震発生時には住宅火災が同時多発的に発生し、消火活動の遅れによる延焼被害の拡大が懸念されます。

阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災のうち、原因が特定されたものの5～6割は電気器具や配線などの電気関係によるものです。また、能登半島地震における輪島市の大規模火災についても、電気関係の出火による可能性が指摘されています。

このような電気火災を防ぐためには、避難時にブレーカーを遮断することが効果的ですが、地震発生時にとっさにそのような行動をとることは困難です。

そこで、一定規模以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを落とし、電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」の設置が極めて有効ですので、感震ブレーカーの設置をお勧めします。

感震ブレーカーについて詳しく知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先：消防本部 予防課 予防指導係（電話72-2119）

■警防課

1 火災・救急について

昨年の火災件数は13件で前年に比べ4件増加しています。内訳は建物火災5件、林野火災2件、車両火災3件、その他の火災が3件です。（その他の火災とは、空地や田畑などが燃えた火災です。）

次に、昨年の救急件数は1,732件で前年に比べ15件増加しています。種別ごとに多いものは、急病が1,006件、転院搬送が315件、一般負傷が280件と

なっています。救急搬送のうち、ヘリにより搬送された方は58人、ドクターカーにより搬送された方は2人でした。

救急車は、病気やケガなどで緊急に病院へ傷病者を搬送するためのものです。救急車が本当に必要な方のために、今後も引き続き救急車の適正利用にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ先：消防本部 警防課 警防係（電話72-8119）

2 救急講習について

新見市消防署では、市民の皆様を対象に、いざという時のために役立つ救急講習を実施しています。昨年は、AEDの使い方や胸骨圧迫を学ぶ救命入門コースを1,086人、心肺蘇生法やAED、止血法などを学ぶ普通救命講習を311人、さらに普通救命講習の内容に加えて小児・乳児の心肺蘇生、応急手当、搬送方法などを学ぶ上級救命講習を7人の方に受講していただきました。今年度も多くの皆様の受講をお願いいたします。

なお、救急講習を申し込まれる際の基準は以下のとおりです。

種類	時間	受講人数
救急入門コース	90分	20人以上
普通救命講習Ⅰ	180分	
普通救命講習Ⅱ	240分	
普通救命講習Ⅲ	180分	

また、新見市消防署において定期的に救急講習を開催いたします。受講希望の方は一週間前までにお申し込みください。

種類	講習時間	開催日時	開催場所	受講人数
救急入門コース	90分	偶数月の第2土曜日 9:00～	新見市 消防署	1人から 受講可能 です。
普通救命講習Ⅰ	180分	奇数月の第2土曜日 9:00～		
上級救命講習	240分	3月・9月の第2土曜日 13:00～		

問い合わせ先：新見市消防署 救急係（電話72-0119）

3 警防調査について

新見市消防署では、地理・水利などの調査・点検を目的として、消防車や救急車を使用して警防調査を実施しています。この調査の際には、赤色灯を点灯していませんので、緊急対応とお間違えのないようお願いします。

問い合わせ先：新見市消防署 消防係（電話72-0119）

【この資料についての問い合わせ先】

政策推進課	協働推進係	(72-6208)			
大佐支局	地域振興課	(98-2111)	哲多支局	地域振興課	(96-2111)
神郷支局	地域振興課	(92-6111)	哲西支局	地域振興課	(94-2111)